

一般廃棄物処理業者 各位

東京二十三区清掃協議会
事業調整課長 三須 亮平
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業許可の更新について（通知）

日頃から一般廃棄物処理行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

本通知は、許可を受けているいずれかの区で、一般廃棄物処理業の許可期限が令和 7 年 11 月 30 日をもって満了となる方にお送りしております。許可期限後も引き続き業を行う場合は、所定の期間内で更新許可申請が必要となります。

このため、更新許可申請手続について、下記のとおり通知いたします。

なお、本通知は通知時点で立入検査・書類検査が終了していない処理業者様にも通知しております。検査が未終了の処理業者様については、検査終了後にご予約をお願いいたします。

許可更新等申請と許可証の交付につきましては、郵送での申請・交付も取扱いいたします。郵送での対応をご希望される場合は、下記 3～5 をご確認ください。東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という。）へご一報いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、下記「5 申請書等送付先」までお問合せください。

記

1 手続きの概要について

(1) 共通事項

- ① 書類の作成に当たっては、「一般廃棄物処理業の手引」P32～37 を参照のうえ、提出用と控え用の 2 部ご準備ください。
- ② 普通ごみの更新申請の場合、申請する区内に継続的な作業場所が必要です。実際に収集している作業場所がないことが判明した場合、普通ごみは更新できませんので、ご注意ください。
- ③ 申請書類様式集の電子データを希望する場合は、清掃協議会のホームページ（<https://www.tokyo23-seisokyogikai.jp/news/wastetreatment.html>）からダウンロードいただくか、メールでご依頼ください。
- ④ 申請にかかる手数料は以下のとおりです。

手数料額 許可の更新を受けようとする区の数×1 万円

納付書は区ごとに、申請者の住所等を 1 枚に 3 か所ずつ記入していただきます。

（23 区更新する場合は 69 か所）

次のサイズのゴム印をご準備いただくとお手間が省けます。

【サイズ】 たて 12 mm×よこ 55 mm

【印 字】 個人の場合：住所、氏名

法人の場合：所在地、名称、代表者氏名

(2) 窓口・郵送手続きの主な違いについて

許可更新申請 ※以下2、3参照	窓口	電話予約のうえ、10月1日（水）～10月23日（木）の期間に窓口で申請
	郵送	<u>郵送希望の旨連絡</u> のうえ、10月20日（月）までに書類を郵送申請書類郵送時に、申請書類の控えと許可区の枚数分の納付書を送付できる金額の切手を貼付した返信用封筒（角2）を同封
許可証交付手続 ※以下4参照	窓口	11月26日（水）に窓口で交付
	郵送	<u>郵送希望の旨連絡</u> のうえ、11月19日（水）までに許可区の枚数分の許可証を「簡易書留」で送付できる金額の切手を貼付した返信用封筒（角2）もしくはレターパックプラス600を送付

※申請と許可証の受領のいずれも郵送対応を希望する場合は、申請書類郵送時に許可証交付用の切手を貼った封筒も同封してください。

2 窓口での申請について

(1) 申請受付期間等

- ① 受付期間 令和7年10月1日（水）～10月23日（木）
- ② 受付時間 月曜日～金曜日（土・日・祝日を除く。）
午前：9時、10時、11時 午後：1時、2時、3時
- ③ 受付窓口 下記「5 申請書等送付先」のとおり

※ 上記受付期間でご都合のつかない場合は、ご相談ください。

(2) 申請受付の予約

窓口での申請の場合は、必ず予約をお願いいたします。予約をせずにおいでになった場合、申請を受付できない場合があります。なお予約受付は先着順です。

- ・予約受付期間 令和7年9月25日（木）～10月15日（水）の間にご連絡ください。

※（1）①の期間での希望日をご連絡ください。

- ・予約申込方法 電話または窓口

※ 更新手数料の納付も含め、申請には1時間程を見込んでおります。

※ 更新しない区がある場合または許可期限の統一を希望する場合は、予約の際にその旨お知らせください。

(3) 更新申請手数料の納付

更新申請書類を確認後、各区の納付書をお渡しいたします。手数料は申請当日に近隣の金融機関で納付後、窓口で領収書を提示していただきますので、手数料も忘れずにお持ちください（1（1）共通事項参照）。

3 郵送での申請について

(1) 申請手順

- ① 下記「5 申請書等送付先」へ電話にて、令和7年10月15日（水）までに郵送により申請する旨を連絡してください。
※申請書類提出期限は（2）のとおりです。
※更新しない区がある場合または許可期限の統一を希望する場合は、ご連絡の際にその旨お知らせください。
- ② 許可更新申請書類及び切手を貼った返信用封筒を、下記「5 申請書等送付先」へ郵送してください（返信用の切手は、許可更新申請書控え及び納付書を同封した際の重量の金額分を貼付してください。参考：23区分納付書＝約100g）。
※許可証の郵送を希望される場合は、4（2）をご確認のうえ、もう1通切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ③ 清掃協議会にて申請書類を収受しましたら、許可更新申請書控え及び納付書及び手続きに関する案内文をお送りいたします。
- ④ 納付書により納付しましたら、納付した当日中に領収書の写しをFAXにて下記「5 申請書等送付先」までお送りください。

(2) 申請書類提出期限

令和7年10月20日（月）必着

(3) 提出先

下記「5 申請書等送付先」のとおり

4 許可証の交付について

許可証の交付についても、窓口での直接交付の他、郵送での交付を取扱いいたします。

(1) 窓口での交付について

【日時】 令和7年11月26日（水）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

【場所】 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階

東京二十三区清掃協議会 許可係

【持参書類】 許可期限が令和7年11月30日までの許可証

※ 以下に該当する場合は、該当する許可証もお持ちください。

- ・ 許可を更新しない区の許可証（許可期限が上記と同じものに限り）
- ・ 許可期限の短縮を申し出た場合は、該当する許可証

(2) 郵送での交付について

- ① 郵送での交付を希望する場合は、「5 申請書等送付先」までご連絡ください。
- ② 書留送付分の切手を貼った返信用封筒（角2）もしくはレターパックプラス600を、令和7年11月19日（水）までに下記「5 申請書等送付先」へ送付してください（参考：23区分許可証＝約150g）。
- ③ 令和7年11月26日（水）以降、新許可証及び受領書をお送りいたします。

- ④ お手元に新許可証が届きましたら旧許可証（上記持参書類に該当するもの）及び受領書に署名したものを、下記「5 申請書等送付先」へ送付してください。

5 申請書等送付先

〒102-0072 千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階
東京二十三区清掃協議会 事業調整課 許可係

TEL：03（6238）0562～8

FAX：03（6238）0550

E-Mail：t23kyoka@union.tokyo23-seisou.lg.jp（全て半角英数）



東京メトロ東西線	飯田橋駅	A 5 出口	すぐ
東京メトロ有楽町線・南北線	飯田橋駅	A 2 出口	徒歩約 2 分
都営大江戸線	飯田橋駅		
J R 中央・総武線	飯田橋駅	東口	徒歩約 5 分

※ 駐車スペースはありませんので、車での来庁はご遠慮ください。